

# 柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

柔道整復師は骨折や捻挫等に対して施術を行います。組合員証(保険証)を使用できる施術の範囲が限られています。

施術を受けられる際には次の事項を確認したうえで、正しく施術を受けていただくようお願いします。

## ❖ 保険適用の対象となる負傷

骨折、脱臼、打撲、捻挫等で、内科的原因によらない疾患が対象になります。

ただし、骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要になります。

## ❖ 保険適用の対象とならない負傷

疲労性・慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労、症状の改善のみられない長期の施術、保険医療機関で治療中の負傷、工作中的負傷(公務災害)、通勤途上での負傷(通勤災害)は対象となりません。

施術を受ける前に柔道整復師に負傷の原因を正確に伝えてください。

## ❖ 療養費支給申請書を確認して署名(自署)する

組合員証を使用し施術を受けた場合は、窓口での支払いが原則3割となりますが、受診者は1ヵ月分の施術内容を確認したうえで「療養費支給申請書」に署名することになっています。この申請書が共済組合に届いてから施術費用の7割を柔道整復師に支払いますので、署名する際には、必ず傷病名、施術日数、金額等を確認したうえで、自署してください。

## ❖ 領収書をもらいましょう

領収書を必ずもらい、金額を確認して保管してください。そして、当組合から送付する医療費通知書(毎年9月と2月に送付)と照らし合わせ、内容に間違いがないかご確認ください。



# 柔道整復師の施術内容の照会を行います

柔道整復師にかかった療養費の支払いは、医療機関と同じように、組合員の皆さんの掛金・負担金から賄っています。

近年、一部の柔道整復師による療養費の水増し請求や施術部位の付け足しなどの不正請求が新聞等で取り上げられ、大きな社会問題となっています。

そのため、医療費の適正化対策の一環として、1ヵ月当たりの施術日数が多いケースや長期間にわたって施術を受けているケースについて、施術内容の照会を行います。

対象者には、共済事務担当課をとおして照会票を配付しますので、お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

**【照会時期】**平成28年11月中旬を予定